

島根県報

号外第三六号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

規則

目次

規則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

訓令

島根県自治研修所研修規程の一部改正
島根県職員服務監察規程の一部改正

島根県職員表彰規程の一部改正
島根県職員服務規程の一部改正

() () () ()
" " " "
)))))
三 二 二 二 一

島根県規則第三十五号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
職員及び職員の職の設置に関する規則 (昭和三十一年島根県規則第八十五号) の一部を
次のように改正する。

別表中「工事検査監」を「工事検査監
統括団体検査監」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

訓令

島根県訓令第九号

本府
地方機関

島根県自治研修所研修規程 (昭和三十七年島根県訓令第一号) の一部を次のように改正
する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第三五号)
一 規則の概要
統括団体検査監を新設することとした。(別表関係)
二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。

号に改める。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

平成15年3月28日

島根県報

島根県訓令第十号

本 庁

地方機関

島根県職員服務監察規程（昭和三十七年島根県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第二条中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

様式中「略語」を削る。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県訓令第十一号

本 庁

地方機関

島根県職員表彰規程（昭和四十六年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

本 庁

地方機関

島根県職員表彰規程（昭和四十六年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県職員表彰規程（昭和四十六年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「行なう」を「行う」に改める。

島根県職員表彰規程（昭和四十六年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県訓令第十二号

本 庁

地方機関

島根県職員服務規程（昭和四十六年島根県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第二条第一号中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

第二十条第一項及び第二十一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第二十六条中「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第一項中「変った」を「変わった」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条第一項中「代って」を「代わって」に改める。

第三十四条第一号中「島根県文書管理規程（平成元年島根県訓令第三号）」を「島根県公文書管理規程（平成十三年島根県訓令第四号）」に改める。

第三十五条第一項中「あたって」を「当たって」に改める。

第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条中「行なう」を「行う」に改める。

第四十七条及び第四十八条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十九条中「府舎又は」を「府舎若しくは」に改める。

様式第三号の三の注意中

島根県職員表彰規程（昭和四十六年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、同項第一号中「行ない」を「行い」に改める。

第七条中「行なう」を「行う」に改める。

島根県職員表彰規程（昭和四十六年島根県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附 則

「2 備考欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

3 該当する□には、△印を記入すること。

「2 子の出生前に請求する場合には、「請求期間」欄に出生予定日以後の期間を記入し、1についての記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 備考欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

4 該当する□には、△印を記入すること。

△印の語令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県報

島根県語令第十一回

本府
地方機関

島根県職員研修規程（昭和六十一年島根県語令第五号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月一十八日

島根県知事 澄田信義

第一條中「本府の部長」を「本府の局長及び部長」に、「出納局長及び」を「出納局長並びに」、「本府の課長及ぶ」を「島根県行政組織規則（平成十五年島根県規則第二十号）

第十六条第一項に規定する課の長、同条第二項及び第三項に規定する課等の長並びに同規則第十一條に規定する「公平に」を削る。

第五条中「島根県自治研修所における」を「島根県自治研修所長（以下「研修所長」と呼ぶ。）が」に、「職務遂行に必要な基本的、一般的な」を「職員として必要な基本的な」に改める。

第六条中「島根県自治研修所長（以下「研修所長」と呼ぶ。）」を「研修所長」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条中「定期的に」を削り、同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一條を第八条とし、第十一條を第九条とし、第十三条を第十条とする。

第十四条を削り、第十五条を第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。

（部局研修及び職場研修に対する協力）

第十一條 研修所長は、部長等が実施する部局研修及び課長等が実施する職場研修に対して、必要に応じ助言し、又は援助するものとする。

第十六条を第十二條とし、第十七条から第十二條までの一條ずつ繰り上げる。

附則

△印の語令は、平成十五年四月一日から施行する。

平成15年3月28日

島根県報

号外第36号 (4)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行